

ストック・オプションの 会計基準案の審議状況

制度調査部
中田 綾

企業会計最前線 No. 18 : ASBJ・ストック・オプション等専門委員会 (第29回) の報告

【要約】

2004年11月11日、第29回ストック・オプション等専門委員会が開催された。委員会では、年内の公開草案の公表を目指し、今までの議論を踏まえて修正された項目についての検討が行われた。

本稿では、傍聴記録をもとに、第29回のストック・オプション等専門委員会での検討内容をまとめることとする。

費用認識の相手勘定

1. 事務局の提案

従業員等ストック・オプションが付与され、これに応じて従業員等^(注1)から労働サービスを受領した場合、費用として認識する。企業会計基準委員会では、その相手勘定として、

(a案) 負債の部に

(b案) 負債の部と資本の部の間に独立の項目として

対応額を認識するとし、(a案)か(b案)のいずれにするか最終的な決定は、ストック・オプション等専門委員会ではなく、企業会計基準委員会に委ねることとされていた。

今回、事務局は、2004年11月5日に開催された企業会計基準委員会での議論を受けて、(b案)に従う次のような基準案を提示した。

ストック・オプションが付与され、これに応じて企業が従業員等から取得したサービスは、対象勤務期間(付与日から権利確定日^(注2)までの期間)にわたって、その取得に応じ、費用として認識し、対応する金額は、ストック・オプションの権利行使又は施行までの間、【負債と資本の部の間に独立の項目として】処理する。

負債と資本の部の間に独立の項目として処理する理由として、次の二点が挙げられた。

- ・ストック・オプション返済義務のある本来の負債に該当せず、株主の持分であると考えられないため資本でもない。資本にも負債にも該当しないため、負債の部に計上することも適当と考えられない構成要素に係る表示例として「少数株主持分」がある。「『結財務諸表制度の見直しに関する意見書』は、資本にも該当せず、返済義務のある負債にも該当しない少数株主持分につき、「負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示する」こととされている。
- ・企業会計基準委員会では、「負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示する」ことに、商法上の制約もないことを確認している。

(注1)「従業員等」とは、会社の機関たる取締役、監査役及び執行役、並びに企業と雇用関係にある使用人をいう。

(注2)「権利確定日」とは、権利確定条件を達成した日をいう。権利確定日が明らかでない場合は、ストック・オプションを付与された従業員がその権利を行使できる期間の開始日の前日を権利確定日とみなす。

2. 事務局案に対する反対意見

この事務局案に対しては次の点から反対意見が出された。

- ・「少数株主持分」は、子会社の財務諸表を連結する場合に、連結財務諸表においてのみ生じる勘定科目である。一方、ストック・オプション会計において「負債の部と資本の部の間に独立の項目として」表示することになれば、個別財務諸表に新しい勘定科目を設けることになる。これは、会計の基礎を覆すこととなる。ストック・オプションを費用計上するために、このような負担を強いることは認められないのではないか。
- ・「負債の部と資本の部の間に独立の項目」とすることは、『概念フレームワークの考え方』に強く影響を受けすぎているのではないか^(注3)。概念フレームワークは、あくまでASBJに設けられた専門家によるワーキンググループの研究報告であり、ASBJが正式に基準書として認めたものではない(会計基準を検討する際に、随時、参考にされていくと思われる)。

(注3) 概念フレームワークでは、関連する財務諸表の構成要素は次のように定義されており、権利行使又は失効が未定のストック・オプションは、負債、資本のいずれの定義にも該当しないとされている。

「負債」…過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物

「資本」…純資産(資産と負債の差額)のうち、報告主体の所有者である株主に帰属する部分

3. 反対意見に対する事務局の回答

専門委員会では決定することは難しいため、企業会計基準委員会での検討を求めることとする。企業会計基準委員会での決定を専門委員会で覆すことはない。

非公開会社における特例

1. 事務局の提案

非公開会社に対する特例を設ける方向で検討され、今回、事務局は次の基準案を提示した。

非公開会社(および公開直後の会社)については、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、自社株式の株価の見積りによって、単位あたりの本源的価値により算定することができるものとする。「公開直後の会社」とは、公開後*年(* = 0 ~ 3年)を経ない会社をいうものとする。

特例措置による場合、付与された単位あたりのストック・オプション価値の算定は次のように行う。

自社株式の株価の見積りによって、付与日現在で、単位あたりの本源的価値を算定し、その後は見直さない。ただし、権利行使日における本源的価値を注記により開示するものとする。

特例措置の選択肢として、非公開会社のストック・オプションの公正な評価単価の測定については次の2案で検討されていた。

- (a案) 1. 自社株式の株価の見積りによって本源的価値により測定する
- 2. 付与日現在で算定し、その後は見直さない
- (b案) 1. 自社株式の株価の見積りによって本源的価値により測定する
- 2. 権利行使日に至るまで見直しを行う

事務局は、等価交換を前提としたストック・オプションの価値で算定すべきであり、その後の価値変動を反映する見直しを求めるべきではないとの理由から、今回、(a案)を採用した。

また、非公開会社の特例を適用する範囲については、公正な評価単価の算定が信頼性をもってできないことが特例措置を必要とする理由であることから、この規定でいう「公開会社」とは、自社株式の市場価格を参照できる会社とし、証券取引所に上場している会社、もしくは証券業協会に登録されている会社としている。

さらに、将来の株価の予測ボラティリティをヒストリカル・ボラティリティにより見積もる場合には、過去の一定期間の株価推移のデータをとるため、公開会社であっても、公開して間もない会社については十分な信頼性のあるデータに基づく算定が困難である点は、非公開会社と同じであり、公開直後の会社も特例措置の対象である。

2. 事務局案に対する反対意見

(a 案) 採用について

- ・(a 案) を採用すると、普通、費用はゼロになる。(b 案) は本源的価値により測定するものの、できる限り費用計上を前提とした考え方である。つまり、本則(費用計上)との距離が近いのは(b 案) であり、非公開会社においても、本則どおり、ストック・オプションの公正な評価額に基づいて会計処理を行うことが原則であるとの認識にも反しない。
- ・そもそも、権利行使日における本源的価値を注記により開示するとしていること自体が安易である。
「公開直後の会社」について
- ・公開会社になった以上、株価もあるので、敢えて特例を適用せず、非公開会社と線で区切った方がよい。公開後 * 年という基準には根拠がない。
- ・「公開直後の会社とは公開後 * 年を経た会社」が妥当かどうか結論が出るものではない。また、上場して何年たったかが重要なのではなく、むしろ売買量が重要ではないか。
- ・二項モデルとブラック＝ショールズ・モデルのどちらにより公正価値を測定するかについて、会計基準で言及しないことが以前の委員会で確認された。しかし、ヒストリカル・ボラティリティを理由にするということは、ブラック＝ショールズ・モデルによる公正価値の測定を前提としていることになる。ヒストリカル・ボラティリティによる見積りが困難であることは、絶対条件ではないし、ブラック＝ショールズ・モデルのみが公正価値を測定する方法ではない。二項モデルならば非公開会社でも公正価値の測定が可能である。
- ・投資家がいけないという理由なら分かるが、ボラティリティの測定が困難であることを根拠とした特例には反対する。
- ・上場会社の子会社が上場したとき、公開直後数年であれば、上場会社の役員に付与したストック・オプションを費用計上しなくてもよいのかについても検討すべきである。事務局提案のままであれば、特定経営者に対するストック・オプションが費用計上の対象外になる可能性がある。

3. 反対意見に対する事務局の回答

(b 案) を会計処理に入れるかどうかを含めて検討する。

(子会社が親会社の役員にストック・オプションを付与する場合について)

公開を考えている会社が、上場前に親会社の役員にストック・オプションを付与することは殆どないのではないかと。

ストック・オプションが失効した場合の会計処理

権利確定条件を達成した後に権利不行使による失効が生じた場合は、権利不行使による失効が生じた期に、従業員等に付与した権利の消滅・放棄を損益に反映させ、過去に計上していた費用と対応する額を利益として計上する。利益の表示区分(特別利益か営業利益か)については、適用指針で規定することが相応しい。